

共同研究・受託研究・学術指導・受託研究員について

東工大の教員と企業の研究者とが行う研究の連携について、制度としてご用意しているものです。以下に、各制度の違いを表で示します(なお、表中の「教員」は、東工大の教員を示します)。

	共同研究	受託研究	学術指導	受託研究員
研究課題 (指導内容)	企業・教員双方が協議の上、定める	企業が想定し、教員が了解する	企業内の課題	以下のいずれか (1) 企業内の課題 (2) 教員が設定
教員の役割	課題に沿った研究を、役割分担して行うことも、同じ場所で一緒に研究を進めることもある。※2	課題に沿った研究を行う	アドバイス・指導※4	東工大における研究活動の指導
企業の研究者の役割		なし	受けたアドバイスを自社課題に生かして研究開発等を進める	受託研究員が、教員の指導の下、研究課題に沿って研究を行う
得られるもの	双方が作成する研究成果(研究内容)の報告書	教員が作成する研究成果(研究内容)の報告書	企業内の成果	研究員が得る研究成果、技術、知見
知的財産 ※1	発明者が誰なのかによって権利所有機関を確定する。その取扱は、契約書で定める。	発明者は東工大の研究者のみで、東工大が権利を有する(原則)。取扱は、契約書で定める。	発明が生じた際に協議する。	受託研究員の発明は、企業の権利となる。
経費	教員が当該共同研究を遂行するために用いる経費(直接経費)に間接経費を上乗せした額を、企業が負担する。 民間等共同研究員※2が居る場合は、「研究料※3」が上乗せとなる。	教員が当該受託研究を遂行するために用いる経費(直接経費)に間接経費を上乗せした額を、企業が負担する。	教員が指導のために割く時間相当分※5を指導料として、企業に納付いただく。契約時に指導期間と指導回数(時間数)を決める。教員が、指導のために企業に向く際の交通費は、企業が別途、負担する。	受託研究員の指導料として「研究料※3」を企業が負担する。
特別試験研究費 税額控除制度の適用	あり	あり	なし	なし
間接経費	直接経費の30%	直接経費の30%	指導料のうち23%	なし

※1 知的財産:

いずれの制度でも、発明者の所属機関が権利を有する。
(東工大では、発明者が権利を譲渡する手続きが必要 → P.10で詳細を説明)
その後の取扱を契約書に記載しておく、または、その都度協議する。

※2 民間等共同研究員(研究実施場所):

企業の研究者が東工大内で研究を行うこともできる。
その際の学内身分は「民間等共同研究員」である。

※3 研究料:

研究料は、民間等共同研究員または受託研究員1名につき、
6か月超1年以内で841,160円(2018年度)、6か月以内は420,580円
それぞれの研究員の受け入れ時期・受け入れ期間は、受け入れ教員の承諾の上、任意に決められる。

※4 アドバイス・指導の内容:

企業内の課題に対するアドバイスの一環として、教員が有する装置(自作などで、他には無い装置)での測定を行うことも含む。
単純な測定依頼の受託や、装置の貸し出しではない。
教員が企業研究者を対象に講義・講演を行うことも、学術指導制度として出来る。

※5 指導の時間:

教員の時間は、アドバイスのために必要な資料作成、電話、メール作成等の時間を含む。
時間単価は、東工大と企業との協議で決定する。